

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 9 日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の入札等における今後の対応について」（令和 2 年 4 月 16 日付け事務連絡）において、適切な対応をお願いしているところではありますが、令和 2 年 4 月 16 日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）

2 林政政 第 66 号
令和 2 年 4 月 21 日

各森林管理局長 殿

林 野 庁 長 官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応
について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、
お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（ 担当：林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 2 係 内線 6009 ）



2 予 第 1 8 5 号
令和 2 年 4 月 20 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け2予第71号大臣官房参事官（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣



言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

2. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

事務連絡
令和2年4月21日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等に係る各種対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知。以下「4月9日付け通知」という。）を受け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡。以下「4月9日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の今後の対応について」（令和2年4月14日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡。以下「4月14日付け事務連絡」という。）において取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、4月9日付け通知が廃止され、新たに「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知。以下「4月21日付け通知」という）が通知されたところであるが、これを受け、4月9日付け事務連絡及び4月14日付け事務連絡は廃止し、国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

記

1 製品生産事業、造林事業等の取扱いについて

4月21日付け通知に基づき、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、当該通知の工事等に含めて同様に取扱うこととする。

2 工事等の入札等の手続について

工事等の入札等の手続については、以下の通り取り扱うこととする。

(1) ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可能な限り省略するものとする。

なお、ヒアリングの実施が真に認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ① ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話や web 会議を活用する。
- ② やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

(2) 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、4月21日付け通知をはじめ別紙に記載するこれまでの通知及び事務連絡、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

- ① 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出期限の延長を検討する。
- ② 上記通知等に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- ③ 今後新たに入札公告を行う測量・調査・設計等の業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から上記通知等に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

担当：林政課	会計経理第1班	神
業務課	森林整備班	東
	治山班	宮前
	供給企画班	川原
	供給対策班	赤迫

別 紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国有林野事業における直轄工事及び業務等の一時中止措置等に係るこれまでの各種通知及び事務連絡

1 各通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知）

2 各事務連絡

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」（令和2年3月23日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の手続の今後の対応について」（令和2年4月14日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃止】